

## 吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による売上げ減少等の影響を受けながらも、影響を乗り越えるために国や県の補助金等（国から独立行政法人・特殊法人等を経由して交付される補助金等を含む。以下「国県補助金等」という。）の交付を受けて取り組む前向きな投資を行う事業者に対して、その取り組みに要した経費の一部に対して補助金を交付することに関し、吉野町補助金交付規則（平成12年吉野町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助額)

第2条 吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金（以下「補助金」という。）交付の対象は、町内に事業所を置く中小法人等及び個人事業者が町内の事業所において、国県補助金等の交付を受けて実施する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているときは、補助対象となることができないものとする。

3 補助対象となる国県補助金等については、令和4年2月1日以降に国県補助金等の交付決定を受けて実施する事業とし、別に定めるものとする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、国県補助金等の補助対象経費の額から国県補助金等を減額した額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の額は、切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の限度額は20万円とする。

### (交付申請)

第4条 申請者は、吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国県補助金等申請時に提出した経営計画書、補助対象経費明細、補助金交付申請書等の写し
- (2) 国県補助金等の交付決定を受けた通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (変更交付申請)

第6条 申請者は、国県補助金等申請時に提出した経営計画書又は事業計画書の内容を変更したときは速やかに吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金変更交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国県補助金等変更申請時に提出した変更経営計画書又は変更事業計画書
- (2) 国県補助金等変更交付の決定を受けた通知書の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（変更交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、速やかにこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の変更交付を決定し、吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 申請者は、国県補助金等の対象事業が完了したときは、速やかに吉野町新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第6号様式）
- (2) 国県実績報告時に提出した書類一式の写し（実績報告書、事業結果概要書、収支決算書等）
- (3) 国県補助金等の確定額が分かる資料（確定通知書等）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績の報告があったときは、速やかにこれを審査し、交付決定の内容に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金請求）

第10条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受領したときは、速やかに新型コロナウイルス感染症対策生産性向上応援補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金を受領した申請者が、虚偽又は不正な方法によって補助金の交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

2 この要綱失効の際、既に交付決定を受けた事業に対する補助金の交付については、なおその効力を有する。